

大治町居宅介護（介護予防）住宅改修に係る事業者の登録  
及び住宅改修費受領委任払制度取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給に関する代理受領を行う事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（住宅改修に対する住宅改修費の支給）

第2条 町長は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）が法第45条第1項及び法第57条第1項に規定する手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を施工する事業者で、この要綱に基づく大治町の登録を受けたもの（以下「住宅改修施工事業者」という。）により住宅改修を行った場合は、第9条に規定する代理受領の方法により、住宅改修費を支給することができる。

2 前項の規定による住宅改修費の額は、当該住宅改修に要した費用について、法第45条第3項又は法第57条第3項に規定する額に相当する額とし、その額が居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額（平成12年厚生省告示第35号）に定める居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額（以下「基準額」という。）を超える場合は、基準額の100分の90に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者 現に住宅改修に要した費用の額の100分の80に相当する額（この額が基準額を超える場合は、基準額の100分の80に相当する額）
- （2） 法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者 現に住宅改修に要した費用の額の100分の70に相当する額（この額が基準額を超える場合は、基準額の100分の70に相当する額）
- （3） 法第50条又は法第60条の規定に基づき住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護者等 現に住宅改修に要した費用に町長が別に定める割合を乗じて得た額（この額が基準額を超える場合は基準額）

（住宅改修施工事業者の登録）

第3条 前条第1項の登録は、住宅改修を施工する事業を行う者の届出により、住宅改

修を施工する事業を行う事業所（以下「住宅改修施工事業所」という。）ごとに行う。  
（住宅改修施工事業者に係る登録の届出）

第4条 前条の規定に基づき住宅改修施工事業者の登録を受けようとする者は、大治町住宅改修費受領委任払制度に係る取扱誓約書（別紙）、大治町住宅改修費受領委任払制度取扱事業者登録届出書（様式第1）及び大治町住宅改修費受領委任払制度代理受領に係る届出書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により住宅改修施工事業者として登録を行ったときは、大治町住宅改修費受領委任払制度取扱事業者登録承認通知書（様式第3）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 住宅改修施工事業者は、住宅改修施工事業所の名称及び所在地その他登録時における届出事項に変更があったときには、速やかに大治町住宅改修費受領委任払制度取扱事業者登録事項変更届出書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

2 住宅改修施工事業者は、登録に係る住宅改修の施工の事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、遅滞なく大治町住宅改修費受領委任払制度取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第5）を町長に提出しなければならない。

（住宅改修施工事業者の登録の取消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該住宅改修施工事業者に係る第4条第2項の登録を取り消すことができる。

- (1) 住宅改修費の請求に関し不正があったとき。
- (2) 住宅改修施工事業者又は住宅改修施工事業所の従業員その他の住宅改修の施工を担当する者が、第8条第1項の規定による物件の提出若しくは提示の求めに応じず、同項の規定による調査若しくは指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。
- (3) 住宅改修施工事業者が、不正の手段により第4条第2項に規定する登録を受けたとき。

2 町長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、大治町住宅改修費受領委任払制度取扱事業者登録取消通知書（様式第6）により当該登録を取り消した住宅改修施工事業者に対して通知するものとする。

（住宅改修施工事業の義務）

第7条 住宅改修施工事業者は、要介護者等の心身の状況等に応じて適切な住宅改修を施工するとともに、自らその施工する住宅改修の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に住宅改修を利用する者の立場に立ってこれを施工するよう努めなければならない。

（調査及び指導監査）

第8条 住宅改修施工事業者は、法第23条の規定に基づく文書その他の物件の提出又

は提示及び町長が定期的に又は利用者若しくは利用者の家族からの苦情に関して随時に行う調査又は指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 2 前項の調査又は指導監査を行うときは、本町の職員は身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(住宅改修費の代理受領)

第9条 第4条第2項の規定により登録を受けた住宅改修施工事業者は、要介護者等が当該住宅改修施工事業者により住宅改修を施工したときは、当該要介護者等からの委任に基づき、当該要介護者等が支払うべき当該住宅改修の施工に要した費用に対する住宅改修費について当該要介護者等に対し町から支給されるべき額の限度において、当該要介護者等に代わり、支払いを受けることができる。

- 2 前項の規定による住宅改修費の支払いがあったときは、要介護者等に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

(事前承認)

第10条 この要綱に定める受領委任払制度の適用を受けようとする要介護者等は、住宅改修を施工する前に、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認申請書(受領委任払用)(様式第7)に当該住宅改修に関する見積書その他必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、法第45条第4項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は法第57条第4項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額に照らして審査したうえ、その内容を介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請承認通知書(受領委任払用)(様式第8)により当該要介護者等に通知するものとする。

- 3 前項に規定する介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請承認通知書(受領委任払用)の内容に変更が生じた場合には、要介護者等は、速やかに当該通知書を返還するとともに、改めて第1項に規定する介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認申請書(受領委任払用)を提出しなければならない。

- 4 第1項に規定する受領委任払制度は、要介護者等が次のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。

- (1) 法第21条第1項に規定する第三者の行為により生じた住宅改修であるとき。
- (2) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき。
- (3) 法第67条第1項若しくは第2項の規定による保険給付の差止め又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けているとき。
- (4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき。
- (5) 前号のほか、町長が特に受領委任払制度の適用を受けるにふさわしくないと認めるとき。

(住宅改修費の受領)

第11条 住宅改修施工事業者は、その施工した住宅改修について、第9条の規定に基づき当該住宅改修の施主たる要介護者等に代わり住宅改修費の支払いを受ける場合は、当該住宅改修が完了した際には、当該要介護者等から当該住宅改修費にかかる利用者負担として、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請承認通知書（受領委任払用）に記載されている被保険者負担額の支払いを受けるものとする。

(領収証)

第12条 住宅改修施工事業者は、住宅改修の改修費につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした要介護者等に対し、領収証を交付しなければならない。

2 前項の領収証においては、住宅改修の施工について、要介護者等から支払いを受けた費用の額のうち、住宅改修費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載しなければならない。

(審査及び支払)

第13条 要介護者等又は第9条の規定による委任を受けた住宅改修施工事業者は、住宅改修費の支給申請書の提出に際しては、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第9）に、領収証及び住宅改修を行ったことを証明する書類を添付し町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の支給申請があつたときは、法第45条第4項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は法第57条第4項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額に照らして審査し、支給又は不支給を決定し要介護者等に対して、介護保険償還払支給（不支給）決定通知書〔受領委任〕（様式第10）を、住宅改修施工事業者に対して、介護保険償還払（代理受領額）支給決定通知書〔受領委任〕（様式第11）により支給決定の旨を通知したうえで支払うものとする。

(返還)

第14条 町長は、受領委任払制度により住宅改修費の支払いを受けた住宅改修施工事業者が、偽りその他不正の手段により住宅改修費の支払いを受けたときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。